

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係

7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 9 月まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間①及びC事業所に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A社B支店では、私の叔母の紹介でアルバイトとして勤務し、C事業所では、昭和 42 年 10 月 1 日からD職場、43 年 5 月からE職場でF職の臨時職員として勤務していた。

当時、私と同じくアルバイト又は臨時職員として働いていた人たちも、厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社B支店における雇用保険の加入記録が確認できないほか、同社に照会したものの、「昭和 42 年当時のB支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を全て保管しているが、申立人についての記録は無く、申立人を雇用していたことを確認できる資料も無い。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所への入社を紹介してもらったと供述する申立人の叔母、及び申立人が当該事業所でG職として勤務していたとする者はいずれも既に死亡しており、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被

保険者原票」という。)により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、申立人に係る供述はいずれも得られない上、このうち申立期間当時の事務担当者であったと供述する者は、「当時、アルバイトは何人かいたが、アルバイトには厚生年金保険を掛けていなかったと記憶している。」と供述しており、アルバイトとして雇用された者が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、H健康保険組合に照会したところ、「申立人の加入記録は無く、健康保険料の徴収も無かった。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、C事業所が保管する新規採用職員調書から判断すると、申立人は、C事業所所管の職場に勤務していたことが推認できる。

しかし、C事業所に照会したところ、「当時の職員に係る厚生年金保険の加入及び脱退記録は全て保管しているが、申立人の加入記録は無く、当時の臨時職員に係る社会保険加入の取扱いに係る記録も残っていない。」と回答しており、申立人に係る保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が同じF職として一緒に勤務していたと供述する同僚は、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない上、個人を特定することができず、当該事業所においてF職として勤務する臨時職員に係る保険料控除の状況について確認することができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間にC事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した者4人に照会したところ、回答が得られた2人はいずれも申立人についての記憶が無い上、申立人とは異なる業務に従事していたと供述しており、当時、当該事業所において、F職に従事する者が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで  
② 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間について標準報酬月額がそれ以前の期間よりも低くなっていることが判明した。当時、会社や仕事上の問題等は無く、給与が減額された記憶も無いので、給与支給額等を確認できる資料は無いが、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）C工場に係る標準報酬月額の記録が、平成 2 年 10 月 1 日に 41 万円から 32 万円に、5 年 10 月 1 日及び 8 年 10 月 1 日にそれぞれ 47 万円から 44 万円に減額されており、減額されていないことを証明する給与明細書等は無いものの、給与が減額されたことは無いと申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間においてA社C工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 83 名のうち 69 名について標準報酬月額が減額された記録が確認でき、このうち 3 等級以上の減額が記録された複数の者は、いずれも、「残業手当の増減により給与の支給額も増減することがあった。標準報酬月額が減額されているのはそのためではないかと思う。」と供述している上、このうち申立人を知っていると供述する 1 名は、「申立人がD部門に異動したのは平成 10 年からであり、それ以前の期間はE部門にいたはずである。私もE部門に勤務していた時は非常に忙しく、残業手当により手取り額が増減していた。」と供述しているほか、他の 1 名は、「当時は仕事が非常に忙しく、残業手当が増えることがあった。当時の給与明細書を持ってい

るが、給与支給額は標準報酬月額に見合う額となっており、標準報酬月額が減額された翌月から、保険料控除額も減額されている。」と供述していることを踏まえると、申立人の申立期間の標準報酬月額が減額されていても不自然とは言い難い。

また、B社に照会したところ、「当時の賃金台帳や厚生年金保険の届出書類など、申立人の給与や標準報酬月額が分かる書類は保管していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。  
昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月まで A 事業所（現在は、B 事業所）に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管する申立期間当時の辞令簿によると、申立人は、昭和 49 年 8 月 1 日に臨時 C 職として採用された後、同年 9 月 30 日に依願退職し、その後の 50 年 7 月 1 日に再度臨時 C 職として採用されており、申立期間においては同事業所を退職していたことが確認できる上、同事業所は、「辞令簿以外に当時の資料は無い。」と回答しており、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、当該辞令簿によれば、申立期間前後に当該事業所を一旦退職し、その後再度採用された C 職又は臨時 C 職は申立人のみであり、申立人と同様に辞令簿では退職が記録されながら、厚生年金保険の被保険者記録が継続している者は確認できない。

さらに、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと供述する同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 50 年 9 月 26 日であり、申立期間において同保険の加入記録が確認できない上、上記の辞令簿における採用年月日も同年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間において当該事業所に勤務していたこともうかがえない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者3人に照会したものの、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを裏付ける具体的な供述は得られなかった。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和 33 年 4 月、A 事業所(現在は、B 社)に兄と一緒に C 職として入社し、40 年頃の退職後に失業保険の給付を受けた記憶がある。

当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同事業所は昭和 36 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日から 40 年 3 月 31 日までの期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社に照会したところ、「当時の関係資料は残っていないので、不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、A 事業所に係る被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 6 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 2 人から申立人を知っているとの供述が得られたものの、このうち同事業所において厚生年金保険の事務を担当していたと供述する者は、「入社した者を必ず厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と供述しているほか、同事業所で C 職として勤務していたと供

述する者も、「当時、雇用保険は入社と同時に加入していたが、厚生年金保険については、加入を希望した者だけが加入したと思う。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から36年10月29日まで  
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和33年4月、A事業所(現在は、B社)に弟と一緒にC職として入社し、約3年後に独立するために退職した。

当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の関係資料は残っていないので、不明である。」と回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人から申立人を知っているとの供述が得られたものの、このうち同事業所において厚生年金保険の事務を担当していたと供述する者は、「入社した者を必ず厚生年金保険に加入させてはいなかったと思う。」と供述しているほか、同事業所でC職として勤務していたと供述する者も、「当時、雇用保険は入社と同時に加入していたが、厚生年金保険については、加入を希望した者だけが加入したと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年4月1日から35年4月1日までの期間及び38年1月21日から40年2月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、36年4月1日から37年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年4月1日まで  
② 昭和36年4月1日から37年7月1日まで  
③ 昭和38年1月21日から40年2月21日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間①及び③については脱退手当金が支給されている旨、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

脱退手当金については、請求手続も受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

また、申立期間①については、申立期間を基礎とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

(以下「被保険者名簿」という。)を確認したところ、脱退手当金の受給記録が有る者のうち、申立人と同じ昭和35年4月1日に資格喪失した二人は、ともに厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されており、いずれも脱退手当金を受給した旨を供述している。

一方、申立期間③については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人以外に当該事業所において厚生年金保険の資格を喪失し、脱退手当金を受給した8人のうち被保険者原票が確認できる6人全員について、いずれも「脱」表示が記されている。

加えて、申立期間①及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は異なることから、双方の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、A社に係る被保険者名簿によれば、申立人が記憶するB売り場の上司及びフロア責任者が、いずれも申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから判断すると、期間及び身分の特定はできないものの、申立人が当該売り場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成16年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務状況及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、申立人が上司であったと供述する者及びフロア責任者であったと供述する者に照会したところ、いずれも、「申立人の名前は記憶に無い。」と供述しているほか、このうちフロア責任者であったとする者は、「当時、同じ階だけで40人から50人の正社員のほか、メーカーや派遣会社の社員が売り場に立つこともあり、申立人のことは分からない。」と供述している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚として、氏名の一部に「C」を含む者を挙げているが、当該事業所に係る被保険者名簿によれば、申立期間当時、「C」を含む氏名には該当がなく、個人を特定することができないため、同人から当該事業所における保険料控除の状況について確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者(女性)に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける供述は得ら

れなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 21 日から同年 8 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 1 月 5 日から同年 4 月 21 日まで  
③ 昭和 42 年 7 月 27 日から 48 年 4 月 7 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間につき脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

当時は脱退手当金という制度についても知らず、請求した覚えも受給した覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間③に係る事業所を退職した約 10 か月後の昭和 49 年 2 月 26 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 4 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び③に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。